

## 都市計画法 32 条関係 事務手続き

### 《 32 条 1 項 同意 》

#### 【同意が必要な場合】

- ・既存の下水道本管に汚水を排水する場合に必要  
※取付管が整備済み、未整備に係らず利用可能な区域

#### 【提出書類】

『公共施設管理者の同意申請書』（別紙、同意申請書 参照）

#### 【提出時期】

- ・開発行為許可等の申請前

#### 【提出部数】

- ・正副 2 部 ※副は同意書とともに返却します。

### 《 32 条 2 項 協議 》

#### 【協議が必要な場合】

- ・開発道路等に、新たな下水道本管を設置して汚水を排水する場合に必要  
※供用済みの下水道本管が開発道路等に隣接していること

#### 【提出書類】

『公共施設管理者の同意申請書』（別紙、同意申請書 参照）

『公共施設管理予定者との協議書』※申請用（別紙、協議書（申請用） 参照）

『公共施設管理予定者との協議書』※返却用（別紙、協議書（返却用） 参照）

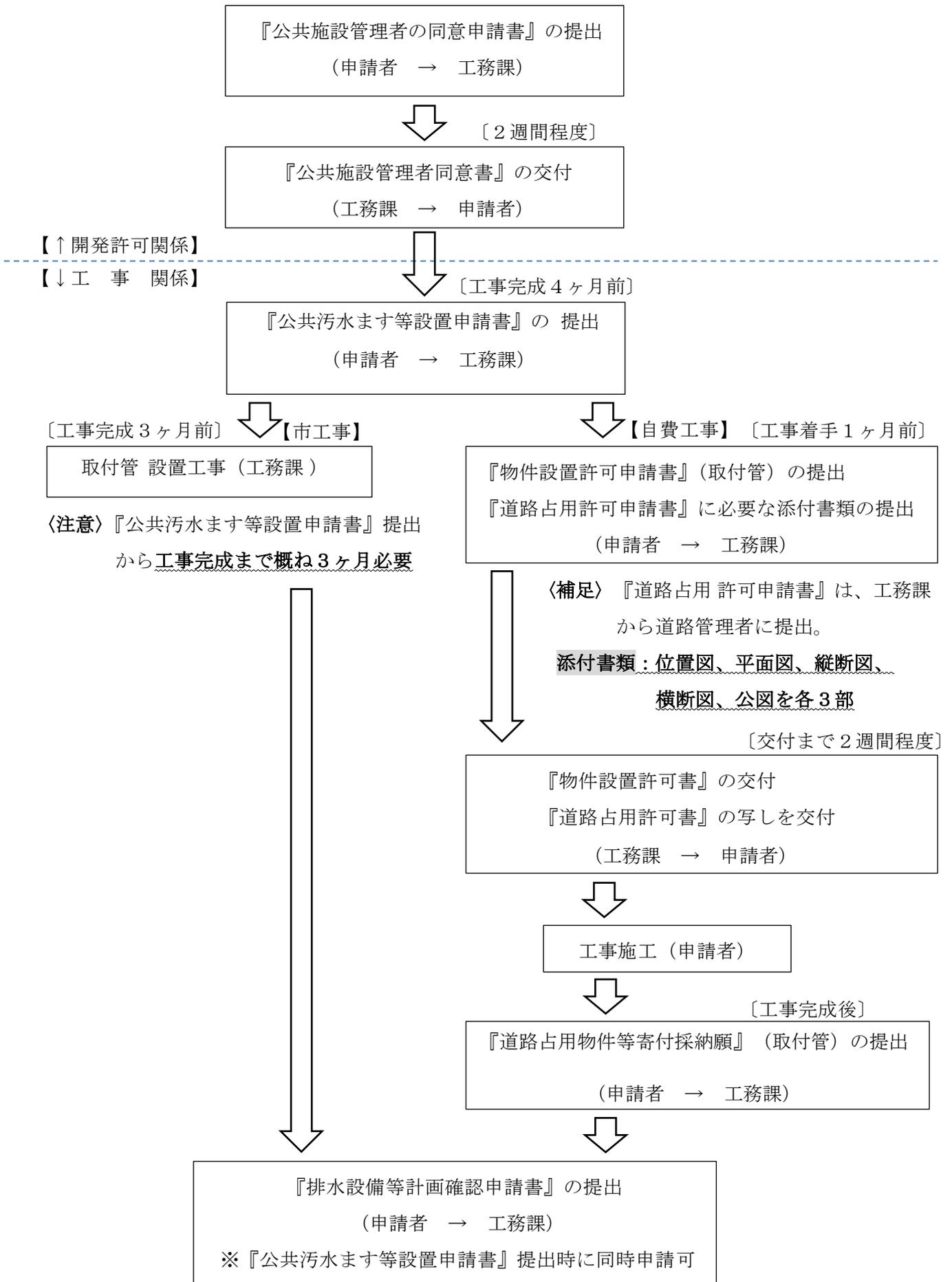
#### 【提出時期】

- ・開発行為許可等の申請前

#### 【提出部数】

- ・正副 2 部 ※副は協議後に返却します。

《 3 2 条 1 項 同意の流れ 》



≪ 32条2項 協議の流れ ≫

